

- (5) 介護相談員を受け入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

①契約者及びその家族等に関する秘密保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報について	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は契約者の同意を、契約者の家族等の個人情報を用いる時は、当該家族等の同意を、あらかじめ書面にて得る場合がございます。

8 身分を証する書類の携行

サービスを提供する訪問介護員等には身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び契約者又はその家族から求められたときは、これを提示します。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に契約者に緊急な事態が発生した場合、契約者の主治医に連絡するとともに、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応

- (1) 契約者に対する訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、契約者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、訪問介護サービスの提供にともなって、事業所の責に帰すべき事由により、契約者の生命・身体・財産等に損害を及ぼした場合には、速やかにその損害を賠償します。但し、事業所の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任は負いません。